

## 愛知県立大学研究所等の設置及び廃止に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第7条第1項及び学術研究情報センター規程第4条第7号に規定する研究所及び研究プロジェクトチームの設置及び廃止に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 本学における「研究所」とは、第3条第3項に定める要件を満たす一又は複数の研究を行う研究者の組織体をいう。

2 本学における「研究プロジェクトチーム」とは、第4条第3項に定める要件を満たす一又は複数の研究を行う研究者の組織体をいう。

### (研究所の設置)

第3条 研究所は、研究所を設置しようとする本学の教員の申請に基づき、学長が設置する。

2 前項の申請は、別に定める研究所等設置申請書（以下「申請書」という。）を研究推進局長（以下「局長」という。）に提出することにより行うものとする。

3 前項の申請書を受理した局長は、申請のあった研究所が次の各号に掲げるすべての要件を満たしているかどうかを確認し、意見を添えて学長に申請書を提出する。

(1) 研究テーマが、中期目標及び中期計画に沿ったものであること。

(2) 研究内容が、複数の学部にもたがる学際的なものであること。

(3) 研究内容が、次のいずれかに該当するものであること。

ア 産業界又は地域・地方自治体と連携して取り組む研究課題を有すること。

イ 国際的な課題であり、又は将来国際的な課題になる可能性を有すること。

(4) その他本学の教育、研究、研究所及び研究プロジェクトチームに支障のないものであること

4 学長は、教育研究審議会の審議を経て、申請のあった研究所を設置するかどうかを決定する。

5 学長は、同じような研究テーマで複数の申請書が提出された場合には、申請した者の意見を聞いたうえで、一つの研究所として教育研究審議会に諮ることができる。

### (研究プロジェクトチームの設置)

第4条 研究プロジェクトチームは、研究プロジェクトチームを設置しようとする本学の教員の申請に基づき、学長が設置する。

2 前項の申請は、申請書を局長に提出することにより行うものとする。

3 前項の申請書を受理した局長は、申請のあったチームが次の各号に掲げるすべての要件を満たしているかどうかを確認し、意見を添えて学長に申請書を提出する。

(1) 研究内容が、複数の学部にもたがる学際的なものであること

(2) 研究内容が、本学の特色を生かした萌芽的研究であること

(3) その他本学の教育、研究、研究所及び研究プロジェクトチームに支障のないものであること

4 学長は、教育研究審議会の審議を経て、申請のあった研究プロジェクトチームを設置するかどうかを決定する。

### (研究所の構成員)

第5条 研究所は、研究所長、副研究所長及びその他の研究員をもって構成する。

2 前項のその他の研究員は、学内の教員のほか、国内外の大学・研究機関、民間企業及び地方自治体などからの客員共同研究員のうち研究所長が必要と認めた者とする。

(研究所長)

第6条 局長は、研究所の研究員の中から、研究推進委員会（以下「委員会」という。）での審議を経て、研究所長の候補者を学術研究情報センター長に推薦する。

2 学術研究情報センター長は、推薦された候補者について、センター運営会議の議を経て、学長に任命を依頼し、学長が任命する。

3 研究所長は、局長の命を受け、研究所の業務を掌理する。

4 研究所長の任期は1年とし、引き続き3年を超えて再任することはできない。

ただし、研究課題の遂行上、やむを得ない事情があると認められるときは、当該事情が解消するまでの間、引き続き再任できる。

(副研究所長)

第7条 副研究所長は、研究所の研究員の中から、委員会での審議を経て、研究所長が指名する。

2 副研究所長は、研究所長を補佐し、研究所長に事故あるときは、研究所長の職務を代理する。

3 副研究所長の任期は1年とし、引き続き3年を超えて再任することはできない。

(研究所会議)

第8条 研究所の業務を円滑に推進するため、研究所ごとに研究所会議を置く。

2 研究所会議は、次の者をもって組織し、議長は研究所長をもって充てる。

(1) 研究所長

(2) 副研究所長

(3) 研究員の中から研究所長が指名する者

3 研究所会議は、研究所長が招集する。

4 研究所会議は、研究方針、研究計画、研究に要する予算その他研究の推進に必要な事項を協議する。

(自己点検・評価)

第9条 研究所長及び研究プロジェクトチーム責任者は、毎年度、研究活動及び運営状況に関する自己点検・評価を行い、その結果を局長に提出しなければならない。

2 局長は、各研究所及び研究プロジェクトチームの自己点検・評価結果の適切性の確認を行うとともに、研究所及び研究プロジェクトチームの設置及び管理等にかかる自己点検・評価を行い、その結果を、前項により提出された自己点検・評価報告書を添えて、内部質保証推進委員長に提出する。

(研究所等の廃止)

第10条 研究所長は、研究所が第3条第3項の要件を満たさなくなったときには、別に定める研究所等廃止申出書（以下「申出書」という。）を局長に提出しなければならない。

- 2 前項の申出書を受理した局長は、意見を添えて学長に申出書を送付する。
- 3 学長は、申出書及び局長の意見をもとに、研究所の廃止を決定する。
- 4 学長は、前三項の規定にかかわらず、研究所が第3条第3項の要件を満たしていないことが明らかで研究所長が第1項の申出書を提出しないときや、内部質保証推進委員会が研究所を廃止することが適当である旨の意見を付したときは、教育研究審議会での審議を経て、研究所を廃止することができる。
- 5 前四項の規定は、研究プロジェクトチームの廃止について準用する。この場合において、前項中「内部質保証推進委員会が研究所を廃止することが適当である旨の意見を付したとき」とあるのは、研究プロジェクトチームの廃止については適用しない。

(庶務)

第11条 研究所の庶務は、研究支援・地域連携課で行う。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、研究所の設置及び廃止について必要な事項は、学長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和2年7月28日から施行する。この場合において、「局長」とあるのは、令和3年3月31日までの間、「センター長」と読み替えて適用する。

(最初の研究所長)

- 2 局長は、第6条第1項の規定にかかわらず、最初の研究所長の候補者を申請書に記載された代表者の中から推薦する。

(規程の廃止)

- 3 愛知県立大学研究所規程は、令和3年4月1日に廃止する。

附則

この規程は、令和3年12月21日から施行する。

附則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。